

札幌市あんしん賃貸支援事業実施要綱

平成 21 年 3 月 10 日
都 市 局 長 決 裁

最終改正平成 23 年 4 月 4 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、「北海道あんしん賃貸支援事業実施要領」（以下「道要領」という。）及び「北海道あんしん賃貸支援事業推進方針」（以下、「道ガイドライン」という。）に基づき、高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯及び子育て世帯（以下「高齢者等」という。）並びに賃貸人の双方の不安を解消するためのしくみを構築して民間賃貸住宅の環境整備を図り、高齢者等の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、道要領及び道ガイドラインに定めるところとする。

(札幌市の役割)

第 3 条 札幌市は、道要領第 5 条の役割を担うこととする。

2 札幌市は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 道要領第 2 2 条の規定に基づく居住支援団体との協議及び選定に関すること。
- (2) 道要領第 3 0 条第 2 項の規定に基づく地域センターの指定に関すること。
- (3) 道要領第 3 1 条の規定に基づく行政による居住支援活動の活用に関すること。
- (4) 道要領第 3 3 条の規定に基づく北海道のHPに掲載された情報の提供に関すること。

(事業対象者の情報提供)

第 4 条 事業対象者は、居住支援団体の居住支援を受けようとする場合、あらかじめ、居住支援に必要な情報を記載した「あんしん賃貸住宅支援利用申込書」（様式 1）を居住支援団体に提出しなければならない。

2 本事業の全ての実施主体が本事業を実施するうえで、事業対象者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により個人情報の利用に関する同意を得ておかななければならない。

(居住支援団体との協議、審査及び選定)

第 5 条 道要領第 2 2 条第 1 項の規定に基づいて居住支援団体として北海道に登録しようとする者は、札幌市と居住支援内容等について協議しなければならない。

2 居住支援団体の選定については、別に定める「北海道あんしん賃貸支援事業における居住支援団体としての適格性の審査及び選定に関する取扱い」による審査委員会の審査結果に基づき、札幌市が行う。

3 札幌市が、居住支援団体として適格であると判断した場合は、「北海道あんしん賃貸支援事業の札幌市と居住支援団体との支援に関する確認書」（以下「確認書」という。）（様式 2）を取り交わすものとする。

4 札幌市が第 2 項の審査の結果、居住支援団体として不適格であると判断した場合は、確認書を取

り交わすことを拒否することができる。この場合、札幌市は居住支援団体として登録をしようとした団体に不適格と判断した理由を記載した「居住支援団体としての適格性の審査結果通知書」（様式3）により通知しなければならない。

- 5 札幌市は、居住支援団体として北海道に登録しようとする者に、居住支援団体としての適格性を判断するために、必要な書類を提出させることができる。
- 6 居住支援団体が行う居住支援内容は、確認書で定めるものとする。
- 7 札幌市が委託している障がい者居住サポート事業者が、同事業の契約業務による支援活動により、北海道あんしん賃貸支援事業の居住支援団体として協力する合意が得られた場合は、札幌市と合意書（様式4）を取り交わし、北海道に登録申請をするものとする。

（地域センターの指定）

第6条 札幌市が道要領第30条第2項に基づき、地域センターを指定するにあたっては、地域センター候補団体と「北海道あんしん賃貸支援事業の札幌市における地域センター指定に関する協定書」（様式5）を締結するものとする。

- 2 地域センターの指定に関し必要な事項は別に定める。
- 3 地域センターは、第5条の居住支援団体になることができる。その場合は、第5条の手続きを要する。

（地域センターの業務）

第7条 地域センターは、道要領第30条第4項各号に掲げる事項を行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、住宅担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月4日から施行する。